

# 長野県

## 精神障がい者地域生活支援の 推進に向けて

長野県では、全保健所に精神障がい者地域生活支援協議会を設置。圏域自立支援協議会の精神障がい者の地域移行・地域定着について検討する部会と協働し、H26年度末に県の地域移行コーディネーター設置事業廃止後も、各圏域でコーディネーターの役割を担う担当者と、保健・医療・福祉等の連携により圏域の課題を抽出し、課題解決に向けた検討、研修会の開催などの取り組みをしている。

1 県の基礎情報

長野県



取組内容

- 自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会
- 圏域精神障がい者地域生活支援協議会
- 地域生活支援コーディネーター等連絡会
- 障がい者支え合い活動支援事業
- 研修会の開催  
退院後生活環境相談員・地域援助事業者等研修会  
精神障がい者地域移行推進研修会 等

基本情報

障害保健福祉圏域数（H29年4月）	10カ所
市町村数（H29年4月）	77市町村
人口（H29年4月1日）	2,085,495人
精神科病院の数（H29年4月1日）	30病院
精神科病床数（H29年4月1日）	4,823床
入院精神障害者数 （H28年6月末）	3か月未満：954人（23.8%）
	3か月以上1年未満：699人（17.4%）
	1年以上：2,355人（58.8%）
	うち65歳未満：976人 うち65歳以上：1,379人
退院率（H28年6月末）	入院後3か月時点：65.6%
	入院後6か月時点：85.0%
	入院後1年時点：91.0%
相談支援事業所数（H29年4月1日）	基幹相談支援センター：4 一般相談事業所数：78
	特定相談事業所数：283
障害福祉サービスの利用状況 （H29年3月）	地域移行支援サービス：19
	地域定着支援サービス：95
保健所（H29年4月）	11カ所（中核市1含む）
（自立支援）協議会の開催頻度 （H28年度）	精神障がい者地域移行支援部会 2回／年
精神障害にも対応した地域包括ケア システムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有 無と数	都道府県 (有・無) 1カ所
	障害保健福祉圏域 (有・無) 10カ所
	市町村 (有・無) 力所
精神保健福祉審議会（H28年度）	1回／年、委員数12人

※H29年4月時点

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

年度	取組概要
19年度 ～	退院支援コーディネーターの配置（国事業）：4か所 (H15～モデル事業として全国に先駆けて退院支援の専属コーディネーターを4か所に配置。)
20年度 ～	「障害者支え合い活動支援事業」（県委託事業）（平成26年度からは当事者団体が受託） 内容：ピアサポート活動（訪問・面接）、地域住民等に対する講演・体験発表等
23年度 ～	県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会の設置 実施主体：県 ・ 障害福祉計画の目標達成に向けた方策についての検討・協議 ・ 高齢精神障害者の地域移行を促進のための方策についての検討・協議等 * 構成員：精神科病院医師、精神科病院PSW、精神障がい者相談支援事業所代表、当事者・家族、 精神障がい者地域移行コーディネーター、市町村、県関係部署
24年度 ～	精神障がい者地域生活支援協議会の設置 実施主体：各保健所 ・ 地域自立支援協議会との協働、研修会の開催等
25年度 ～	精神障害者地域移行コーディネーター設置事業（国事業）は24年度末で終了したため、精神障害者地域生活支援コーディネーター設置事業（県事業）を開始する。
27年度 ～	①精神障がい者地域生活支援コーディネーター設置事業（県事業）は26年度末で終了。 ・ 圏域ごとに検討が行われ、障がい者総合支援センター等に専任コーディネーターや地域移行の担当者が配置されることになった。⇒県がコーディネーター等連絡会議を開催。情報共有や事例検討をおこない、資質の向上を図っている。 ②H27 県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会に高齢者介護支援関係者を加える。

## 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域（例）

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	（長野市の場合） 長野市ふくしネット（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の情報共有及び連携強化</li> <li>課題を抽出し、関係機関による検討及び調査研究、ならびに施策の提案</li> <li>障害者理解を推進するための啓発活動</li> <li>個別事例についての関係機関による協議及び調整 など</li> </ul>
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体協議会の実施（年2回）</li> <li>各種研修会、連絡会の実施</li> <li>ふくしネットフェスタの実施</li> <li>長野市への施策提言</li> </ul>
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	（大北圏域の場合） 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会 地域移行支援部会
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内医療機関の状況（長期入院者の状況、地域移行希望者の状況等）の情報共有</li> <li>指定一般相談事業（地域移行、特に定着事業）利用促進を図るための検討</li> <li>精神障害者のニーズ調査の実施 ・ 処遇困難事例の検討</li> <li>市町村単位で解決できない課題について対応策を検討</li> </ul>
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者地域生活支援コーディネーター設置要望の提出</li> <li>圏域のグループホームの開所や空き状況等の情報集約のシステムづくり</li> </ul>
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	長野県障害者自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者の地域移行等に係る施策を推進するための検討</li> <li>市町村、病院及び障害・高齢福祉関係者等との連携を図るための方策を検討</li> </ul>
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療との連携を深めるため、精神科病院への地域移行に関する調査を実施。</li> <li>各圏域、精神保健福祉センターで高齢福祉関係者を参集した関係者研修会を開催。</li> </ul>

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

年度	実施内容
24年度	①精神障害者地域移行支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障害者支え合い活動支援事業（委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者地域移行支援部会 年3回</li> <li>・精神障害者地域移行コーディネーター等連絡会 年4回</li> </ul>
25年度	①精神障害者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障害者支え合い活動支援事業（委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者地域移行支援部会 年3回</li> <li>・精神障害者地域生活支援コーディネーター等連絡会 年3回</li> </ul>
26年度	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業（委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者地域移行支援部会 年3回</li> <li>・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会 年3回</li> </ul>
27年度	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業（委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者地域移行支援部会 年1回</li> <li>・圏域ごとの新たな精神障がい者地域生活支援コーディネーター等の連絡会 年4回</li> </ul> 障がい者総合支援センターの精神障がい者地域生活支援担当者、保健所の担当者等を参集 圏域間の情報交換・課題の検討、知識・技術を習得するための研修・事例検討
28年度	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業（委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者地域移行支援部会 年2回</li> <li>・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等の連絡会 年3回</li> </ul> 障がい者総合支援センターの精神障がい者地域生活支援担当者、保健所の担当者等を参集 圏域間の情報交換・課題の検討、知識・技術を習得するための研修・事例検討

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

## 特徴(強み)

○圏域自立支援協議会の精神障がい者の地域移行について検討する部会では市町村、精神科病院、障がい者支援事業所、高齢者支援事業所、保健福祉事務所等と、平成27年度からは圏域障がい者総合支援センター等に所属する地域移行支援コーディネーター等の担当者が参画し、連携して地域の地域移行・地域定着の課題に取り組んでいる。

○ピアサポーターの活動する「障がい者支え合い事業」が10年目となり、地域の精神障がいに対する理解の促進や入院・入所中の支援者として理解されてきている。

## 課題

○高齢精神障がい者の地域移行が長年の課題であり、高齢福祉関係者が圏域で行われる会議や研修会に参加しつつあるが、精神障がい者に対する理解は未だ不十分であるため、引き続き研修会の開催や啓発活動が必要である。

○ピアサポーター活動の普及啓発と活用の方の更なる拡大を図る必要がある。



## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	2,564	2,429	2,355
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	27	51	81
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	未把握	未把握	33
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	—	—	—
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人) (* 当事者支援員登録者数)	(126人)	(115人)	(117人)

## 【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。  
※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

### 平成29年度の目標

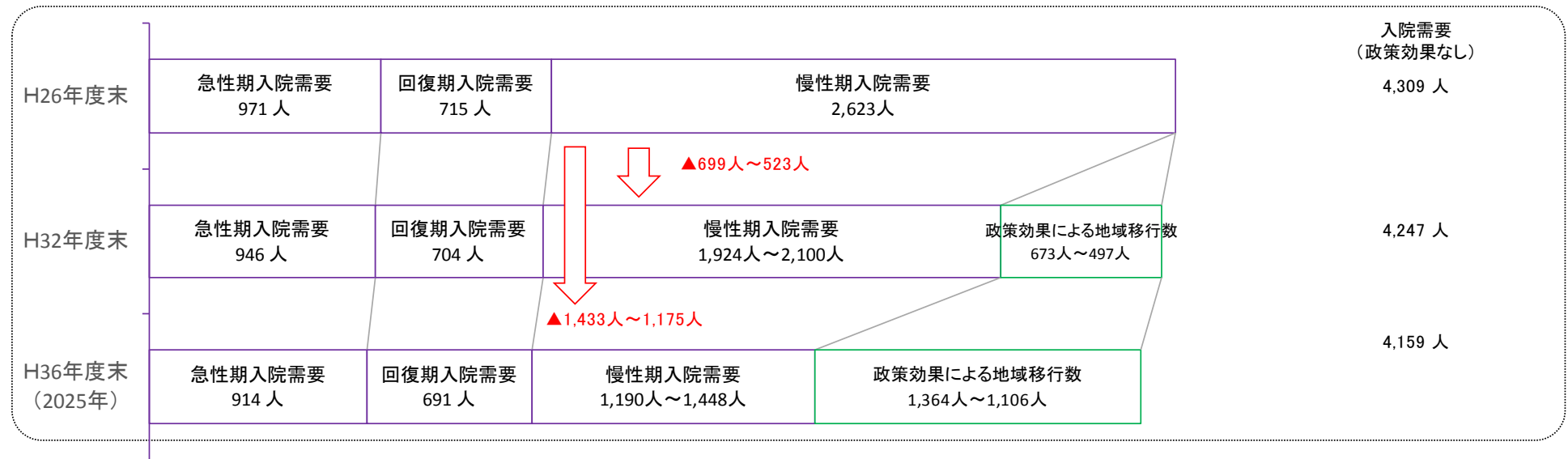
1. 圏域の地域移行・地域定着支援の取り組みが促進されるよう、情報交換等の機会を持つ。
2. ピアサポートの更なる普及啓発を行う。
3. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの視点を取り入れた計画策定に向けての協議を行う。

時期(月)	実施内容	担当
H29年5月、 10月、H30 年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コーディネーター等連絡会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域ごとの取り組みや事例についての情報交換</li> </ul> </li> <li>○精神障がい者地域移行支援部会の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の課題や今後の取り組み等について協議</li> <li>・障がい者プラン等の内容について協議</li> </ul> </li> </ul>	県
秋頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の開催</li> </ul>	精神保健福祉センター



# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（長野県）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



## 平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外 (長期入院患者(認知症除く)の30～40%)	901人～677人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25～30%	404人～389人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13～19%	59人～40人
		1,364人～1,106人